

市税証明等の手数料の免除

1 支援策の内容

被災者の方が、被災を原因として行う各種手続きのために市税証明等を請求される場合、手数料を免除します。

2 対象者（要件等）

- (1) 被災地の市町村長が発行するり災証明書を提示された方
- (2) (1)のり災証明書をお持ちでない方で、手数料免除の申出書を提出された方

3 免除する証明書の種類

- (1) 納税証明書
 - (2) 課税証明書
 - (3) 固定資産課税台帳登録事項証明書
 - (4) 住宅用家屋証明書
- ※ 被災を原因として行う各種手続きのために請求するものに限り、
また、コンビニエンスストアの店舗で請求される場合は手数料の免除はありません。

4 手続について

- (1) 受付窓口
各市税事務所、税務室、区役所出張所又は市役所サービス・コーナー
ただし、住宅用家屋証明書は、区役所出張所及び市役所サービス・コーナーでは取り扱っていません。
- (2) 手続の方法
申請書に必要事項を記入の上、(4)の事項をご確認させていただきます。代理人による申請も可能です。
- (3) 申請書の入手方法
申請書は、各市税事務所、税務室、区役所出張所又は市役所サービス・コーナーの窓口にあります。
また、広島市ホームページにも掲載しております。
(広島市ホームページ>暮らし・手続き>税金>市税の証明請求等>請求書の様式)
- (4) 手続の際に確認させていただくこと
ア 窓口に来た方がご本人であること（運転免許証等）
イ り災された方であること（り災証明書等）